

第2回税制全体のグリーン化推進検討会

2023年3月6日（月）15:00～16:30

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 自然再興分野における経済的手法の検討状況について
 - (2) その他
3. 閉 会

配 付 資 料 一 覧

【資料】

- ・ 資 料 1 自然再興分野の国内外における概況と諸外国における生物多様性に関する税制等の状況について
- ・ 資 料 2 30by30に係る経済的手法の検討状況について
- ・ 参考資料 生物多様性に関するその他の国内外の課税等の状況（第1回検討会の再掲）

・ 議 事 概 要

1. 自然再興分野における経済的手法の検討状況について

環境省から資料1、資料2について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 自然保護に関する地域指定や協定においては、法律に承継効の規定を含める等の継続性を保つ仕組みが重要ではないか。生物多様性分野では、気候変動分野における tCO₂ のような単位が存在しないため取組が進みづらい面がある。単位を作ることを考えてはどうか。
- 行動変容を促すにあたって、入園料等の設定は、却って自然資産の享受を抑制することになり、環境保護や環境税制に対する理解を高める目標には反するのではないか。また、受益者負担という点でも、生物多様性の受益者は不特定多数になるため、入園料等の一部の人に負担を集中させる仕組みは馴染まないのではないか。違反金を環境予算に使う事例は、摘発のインセンティブを向上させ、規制の実効性も高めるので、日本でも参考になるのではないか。OECM に対する優遇措置を講ずることも検討する必要があるのではないか。既存の自然地域を OECM に認証することで国際的誓約を果たすだけでなく、利用の見込みのないスギ林を自然林に戻すなど、日本の生物多様性を実質的に高める取組にも期待したい。
- 貢献証書における生物多様性の価値や、企業版ふるさと納税における取組の社会的インパクトは、どのように評価するのか。生物多様性分野においては、環境配慮の認証を行うのみでは、企業に対する十分なインセンティブとならないのではないか。クレジット化を目指すのであれば、生物多様性の定量化を考える必要がある。その際、生物多様性への貢献を、インプットの観点から評価することも可能ではないか。
- 貢献証書の取得は、公共入札条件に含めるといったインセンティブを考えているのか。生物多様性への貢献の有無について、現行の国際的基準は、認定だけなのか、インセンティブの付与まで踏み込んでいるのか。デポジットされた資金を、環境保全・生物多様性に貢献した企業に対して、補助金でリファンドすることも考えられるのではないか。
- OECM の促進について、要役地がなくとも地役権で実現できるかが問題になる。OECM の認証については、所有者が変わった時にも負担を継続させるために物権性を担保することを考えるべきではないか。米国の conservation easement（保全地役権）は、環境保全を目的に所有権の一部を移転・寄附したことに対して、寄附金控除を認めるもの。我が国においても既存の寄附税制との整理なども含めて検討が必要ではないか。
- 広義の受益者負担は、元来個々の対価を前提としないが、狭義の受益者負担は分担金と

負担金に分けられる。分担金は個別の利益を明確に算出しなければならないが、負担金は自然を害する人に課すものであり、活用できる可能性がある。

以 上